

第3章 健康及び安全

保育所保育において、子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。

また、子どもが、自らの体や健康に関心をもち、心身の機能を高めていくことが大切である。

このため、第1章及び第2章等の関連する事項に留意し、次に示す事項を踏まえ、保育を行うこととする。

子どもの生命と心の安定が保たれ、健やかな生活が確立されることは、日々の保育の基本である。そのためには、一人一人の子どもの健康状態や発育及び発達の状態に応じ、子どもの心身の健康の保持と増進を図り、危険な状態の回避等に努めることが大切である。保育は、子どもの健康と安全を欠いては成立しないことを、施設長の責務の下に全職員が共通して認識することが必要である。

また、保育所は、子どもが集団で生活する場であり、保育所における健康と安全は、一人一人の子どもに加えて、集団の子どもの健康と安全から成り立っているといえる。

子どもの健康と安全は、大人の責任において守らなければならないが、同時に、子ども自らが健康と安全に関する力を身に付けていくことも重要である。特に、保育における子どもの健康と安全については、疾病・異常や傷害への対応だけでなく、子どもの心身の健康増進と健やかな生活の確立を目指す視点に基づいた保育士等による関わりや配慮等の積極的な実践が望まれる。

1 子どもの健康支援

(1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。

【心身の状態の把握の意義】

子どもの健康状態や発育及び発達状態を的確に把握することは、心身の状態に即して適切な関わりや配慮を行うために欠かすことができない。また、定期的・継続的に把握することによって、慢性疾患や障害、不適切な養育等の早期発見につながることもある。

乳幼児期の子ども同士が集団の中で生活を共にする保育所においては、一人一人の健康状態を把握することによって、保育所全体の子どもの疾病の発生状況も把握することができ、早期に疾病予防策を立てることにも役立つ。

【健康状態の把握】

子どもの健康状態の把握は、嘱託医と嘱託歯科医による定期的な健康診断に加え、保育士等による日々の子どもの心身の状態の観察、更に保護者からの子どもの状態に関する情報提供によって、総合的に行う必要がある。

保育士等による日々の健康観察では、子どもの心身の状態をきめ細かに確認し、平常とは異なった状態を速やかに見付け出すことが重要である。観察すべき事項としては、機嫌、食欲、顔色、活動性等のどの子どもにも共通した項目と、一人一人の子ども特有の疾病等に伴う状態がある。また、同じ子どもでも発達過程により症状の現れ方が異なることが

あり、子どもの心身の状態を日頃から把握しておくことが必要である。

なお、一人一人の子どもの生育歴に関する情報を把握するに当たっては、母子健康手帳等の活用が有効である。活用の際は、保護者の了解を求めるとともに、その情報の取扱いに当たっては、秘密保持義務があることに留意しなければならない。

【発育及び発達状態の把握】

乳幼児期の最も大きな特徴は、発育、発達が顕著であることである。発育や発達は、出生後からの連続した現象であり、定期的・継続的に、又は必要に応じて随時、把握することが必要であり、それらを踏まえて保育を行わなくてはならない。発育、発達の状態の把握は、健康状態の見極めだけでなく、家庭や保育所での生活の振り返りにも有効である。

発育状態の把握の方法としては、定期的に身長や体重等を計測し、前回の計測結果と比較する方法が最も容易で効果的である。あわせて、肥満ややせの状態も調べるのが大切である。この結果を、個別に記録するとともに、各家庭にも連絡することで、家庭での子育てに役立てられる。

発達状態については、子どもの日常の言動や生活等の状態の丁寧な観察を通して把握する。心身の機能の発達は、脳神経系の成熟度合や疾病、異常に加えて、出生前及び出生時の健康状態や発育及び発達状態、生育環境等の影響もあり、更に個人差も大きいことから、安易に予測や判断をすることは慎むべきである。

イ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

保育中の子どもの心身の状態については、日々、必要に応じて保護者に報告するとともに、留意事項などについても必要に応じて助言する。保育中に発熱などの異常が認められた場合、また傷害が発生した場合には、保護者に連絡をするとともに、状況に応じて、嘱託医やかかりつけ医等の指示を受け、適切に対応する必要がある。

長期の観察によって、疾病や障害の疑いが生じた時には、保護者に伝えるとともに、嘱託医や専門機関と連携しつつ、対応について話し合い、それを支援していくことが必要である。

また、疾病や傷害発生時、虐待などの不適切な養育が疑われる時など、それぞれの状況に活用できるマニュアルを作成するなどして基本的な対応の手順や内容等を明確にし、職員全員がこれらを共有して適切に実践できるようにしておくことが必要である。この際、嘱託医や看護師、栄養士等の専門的機能が発揮されることが望ましい。

(参考)

○ 要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について（平成 28 年 12 月 16 日付け雇児総発 1216 第 2 号雇児母発 1216 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）

（衛生管理等）

第 10 条 (略)

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3・4 (略)

- 保育所における感染症対策ガイドライン（平成 24 年 11 月 厚生労働省）
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成 28 年 3 月 内閣府・文部科学省・厚生労働省）

ウ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第 25 条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

【虐待対策の必要性】

保育所では、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等の把握に加え、送迎の機会等を通じて保護者の状況などの把握ができる。そのため保護者からの相談を受け、支援を行うことが可能である。そうした取組は虐待の発生予防、早期発見、早期対応にもつながる。

虐待等の早期発見に関しては、子どもの身体、情緒面や行動、家庭における養育等の状態について、普段からきめ細かに観察するとともに、保護者や家族の日常生活や言動等の状態を見守ることが必要である。それらを通して気付いた事実を記録に残すことが、その後の適切な対応へとつながることもある。

子どもの身体の状態を把握するための視点としては、低体重、低身長

などの発育の遅れや栄養不良、不自然な傷やあざ、骨折、火傷、虫歯の多さ又は急な増加等があげられる。

子どもの情緒面や行動の状態を把握するための視点としては、おびえた表情、表情の乏しさ、笑顔や笑いの少なさ、極端な落ち着きのなさ、激しい癩癩^{かんしゃく}、泣きやすさ、言葉の少なさ、多動、不活発、攻撃的行動、衣類の着脱を嫌う様子、食欲不振、極端な偏食、拒食・過食等があげられる。

子どもの養育状態を把握するための視点としては、不潔な服装や体で登所する、不十分な歯磨きしかなされていない、予防接種や医療を受けていない状態等があげられる。

保護者や家族の状態を把握するための視点としては、子どものことを話したがる様子や子どもの心身について説明しようとしなない態度が見られること、子どもに対する拒否的態度、過度に厳しいしつけ、叱ることが多いこと、理由のない欠席や早退、不規則な登所時刻等があげられる。

【虐待等が疑われる場合や気になるケースを発見した時の対応】

保育所では、保護者が何らかの困難を抱え、そのために養育を特に支援する必要があると思われる場合に、速やかに市町村等の関係機関と連携を図ることが必要である。

特に、保護者による児童虐待のケースについては、まずは児童相談所及び市町村へ通告することが重要である。その後、支援の方針や具体的な支援の内容などを協議し、関係機関と連携することが必要になる。児童虐待防止法では、第6条において、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」と

している。そして、この場合、同法第6条第3項において、「刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には該当しないことを明記している。

（2）健康増進

ア 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。

保育所の子どもの健康増進に当たっては、一人一人の子どもの生活のリズムや食習慣などを把握するとともに、全体的な計画に基づいて年間の保健計画を作成し、発育及び発達に適した生活を送ることができるよう援助する必要がある。また、健康診断など、保健の活動についての記録と評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、子どもの健康の保持と増進が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことが重要である。

睡眠、食事、遊びなど一日を通した生活のリズムを整えることは、心身の健康づくりの基礎となる。保護者の理解と協力を得ながら、家庭と保育所を通じて生活のリズムがバランス良く整えられるよう配慮することが大切である。

また、日々の保育の中で、子どもたちが健康に関心をもち、健康の保持や増進のための適切な行動がとれるよう、発達過程に応じ、身体の働きや生命の大切さなどを伝え、基本的な清潔の習慣や健康な食生活が身に付くよう援助することが必要である。特に、排泄せつの自立の援助は、そ

の生理的機能の発達の個人差や情緒面での配慮が重要であり、家庭との連携が必要である。

子どもの身体機能の発達を促すため、一人一人の発育及び発達の状態や日々の健康状態に配慮しながら、日常的な遊びや運動遊びなどを通して体力づくりができるよう工夫することが求められる。

さらに、保護者に日々の健康状態や健康診断の結果などを報告したり、疾病時の看護の方法や感染予防の対応などを伝えたり、保護者会などの機会を通して健康への理解を深める働きかけをしたりするなど、計画的に子どもの健康をめぐる家庭との連携を図ることが重要である。

イ 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。

健康診断は、設備運営基準第 12 条の規定に基づき、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)の規定に準じて、身長及び体重、栄養状態や^{せき}脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無、四肢の状態等の項目について行われる。保育士等は、健康診断に際し、一人一人の子どもの発育及び発達の状態と健康状態とともに、保護者の疑問や不安などを嘱託医等に伝え、適切な助言を受けることが大切である。

健康診断の結果は、日々の健康管理に有効活用できるよう記録し、家庭に連絡する。特に受診や治療が必要な場合には、嘱託医等と連携しながら、保護者に丁寧に説明することが必要である。

健康診断の結果によっては、嘱託医等と相談しながら適切な援助が受けられるよう、市町村、保健及び医療機関、児童発達支援センター等と

の連携を図る。

歯科健診についても、計画的に実施し、その結果を記録して保護者に伝えることが必要である。歯や口の健康は、生涯にわたる健康づくりの基盤であり、歯磨き指導についての計画を作成するなど、保護者や子どもが健康を維持するための方法や習慣について関心をもつことができるよう援助することが大切である。

(3) 疾病等への対応

- ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。
- イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。
- ウ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。
- エ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全職員が対応できるようにしておくこと。

保育所における子どもの疾病等への対応は、保育中の体調不良のみならず、慢性疾患に罹患^りしている子ども等を含めて、子どもの生命保持と健やかな発育、発達を確保していく上で極めて重要である。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ることが必要である。

① 保育中に体調不良や傷害が発生した場合

保護者に子どもの状況等を連絡するとともに、適宜、嘱託医やかかりつけ医と相談するなどの対応が必要である。特に、高熱、脱水症、呼吸困難、痙攣^{けいれん}といった子どもの症状の急変や、事故など救急対応が必要な場合には、嘱託医やかかりつけ医又は適切な医療機関に指示を求めたり、受診したりする。また、必要な場合は救急車の出動を要請するなど、状況に応じて迅速に対応する。そのために、子どもの症状に対して、全職員が正しい理解をもち、基本的な対応等について熟知することが求められる。

なお、平時から保護者の就労状況や家庭の事情などを踏まえ、あらかじめ連絡体制を確認しておくなど、様々な家庭の状況に配慮して適切に対応することも必要である。

② 感染症の集団発生予防

【保育所における感染症】

保育所は、乳幼児期の子どもたちが毎日長時間にわたり集団生活をする場所であり、午睡や食事、遊びなど、子ども同士が濃厚に接触する機会が多い。抵抗力が弱く、身体の機能が未熟である乳幼児の特性等を踏まえ、感染症に対する正しい知識や情報に基づく感染予防のための適切な対応が求められる。

【感染経路対策】

感染症の流行を最小限にするためには、飛沫^{まつ}感染対策として、換気をこまめに行う。また、咳やくしゃみなどを人に向けないようにする。マスクが無くて咳などが出そうな時はハンカチなどで口を覆う等の咳エチケットを、日常生活の中で子どもたちが身に付けられるようにしていく。

空気感染対策としては、水痘、麻疹、結核といった空気感染する感染症が疑われる場合には、その子どもをすぐに他の子どもたちとは別保育とし、換気を行う。保護者に連絡して受診を勧める。

接触感染対策としては適切な手洗いを行うことが最も重要であり、正しい手洗いの方法を身に付けさせる必要がある。

人の血液などを介して感染する感染症の予防では、血液や汗を除く体液（^{かくたん}喀痰、尿、糞便等）などに触れる時には、必ず使い捨て手袋を着用し、手袋を外した後には流水と石けんで手洗いを行い、血液等が触れた場所は消毒するといった「標準予防策」をとる必要がある。

【予防接種の勧奨】

予防接種は、感染症予防にとって非常に重要なものである。特に保育所においては、嘱託医やかかりつけ医の指導の下に、年齢に応じた計画的な接種についての情報提供を行うことが重要である。

【予防接種歴、感染症歴の把握】

保育所に入所する際には、母子健康手帳等を参考に、一人一人の子どもの予防接種歴や感染症の罹患^り歴を把握し、その後、新たに接種を受けた場合や感染症に罹患^りした場合には、保護者から保育所に報告してもらい、情報を共有することが大切である。

【感染症の疑いのある子どもへの対応】

保育所では、感染症の疑いのある子どもについて、嘱託医の指示を受けるとともに、保護者との連絡を密にし、医務室等にて他の子どもと接触することのないように配慮したり、消毒を行ったりするなど、適切な処置をすることが求められる。

保護者に対しては、かかりつけ医等の診察、治療や指導を受けるように助言し、感染症に罹患していることが確定した時には、嘱託医やかかりつけ医の指示に従うよう協力を求める。また、嘱託医の指導の下に、他の保護者にも情報を提供し、感染の有無、経過観察等について理解を求めることが重要である。

(参考)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）

【出席停止期間及び関係機関との連携】

いわゆる学校感染症として定められた感染症に罹患した子どもが登所を再開する時期については、学校保健安全法に基づく出席停止期間を目安とすることを基本とする。

感染症が発生した場合には、嘱託医などの指示に従うとともに、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、予防や感染拡大防止等について、その指示に従う。また、保育所や地域の感染症の発生状況等から、嘱託医が、感染症の予防上必要があり、臨時に保育所の全部又は一部の休業が望ましいと判断した場合も同様に、市町村、保健所等に連絡し、情報共有を行いながら、密接に連携し対応する。

(参考)

○保育所における感染症対策ガイドライン(平成 24 年 11 月厚生労働省)

③アレルギー疾患への対応

【アレルギー疾患】

子どものアレルギー疾患は、気管支喘息^{ぜん}、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎等様々あり、保護者からその対応を求められることが非常に多い。なかでも食物アレルギーとアナフィラキシーに関しては、誤食等の事故などにより生命が危険に晒^{さら}されるおそれがあるため、常に適切な対応を行うことが重要である。

日頃の管理として、生活環境の整備（ダニ・ホコリの管理等）や与薬及び外用薬塗布管理、食物アレルギーであれば給食管理、緊急時対応等が求められる。

【アレルギー対応における体制の構築の原則】

保育所におけるアレルギー対応は、組織的に行う必要がある。施設長の下に対処委員会を組織し、マニュアルを作成し、全職員がそれぞれに役割を分担し、対応の内容に習熟する必要がある。そのためにも、全職員は施設内外の研修に定期的に参加し、個々の知識と技術を高めることが重要である。エピペン[®]は、子どもの生命を守る観点から、全職員が取り扱えるようにする。また管理者は、地域医療機関や嘱託医、所在地域内の消防機関、市町村との連携を深め、対応の充実を図ることが重要である。

アレルギー疾患をもつ子どもについては、医師の診断及び指示に基づいて、適切に対応する必要がある。対応に当たっては、生活管理指導表により、保育所と保護者等の間で情報を共有することが必須である。特に食物アレルギー対応は日々の食事管理が必要である。また、アレルギーの原因となる食物を摂取すると重篤な症状に至ることもあるため、生活管理指導表が提出された場合、それに基づいた対応について、必ず施

設長、調理員や栄養士等の専門職、保育士等が保護者と面談を行い、子どもの現状を把握し、相互の共通理解及び連携を図る。特に看護師、栄養士等の専門職がいる場合、専門性を生かした対応の充実を図らなくてはならない。

(参考)

○保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(平成23年3月厚生労働省)

【安全な給食提供環境の整備】

食物アレルギーのある子どもの誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性がある。食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。その上で、安全性を最優先とした、人為的な間違いや失敗についての対策を講じることが重要である。事前の体制整備として、給食対応の単純化(完全除去か全解除かの二者択一の対応)を原則とし、頻度の多い食材(鶏卵・牛乳・小麦等)を給食に使用しない献立を作成する、指差し声出し確認を徹底する、あと一步で事故になるところだったという、ヒヤリ・ハット報告の収集及び要因分析を行って事故防止のための適切な対策を講じるなどして、事故が発生する危険性の低減化に努める。

④医務室等の整備

体調不良の子どもが、安静を保ち、安心して過ごすことができるよう、また他の子どもへの感染防止を図ることができるよう、医務室等の環境を整備することが必要である。また、救急用の薬品や、包帯など応急処置用品を常備し、全職員が適切な使用法を習熟しておく必要がある。

⑤与薬に関する留意点

保育所において子どもに薬（座薬等を含む。）を与える場合は、医師の診断及び指示による薬に限定する。その際は、保護者に医師名、薬の種類、服用方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参させることが必須である。

保護者から預かった薬については、他の子どもが誤って服用することのないように施錠のできる場所に保管するなど、管理を徹底しなくてはならない。

また、与薬に当たっては、複数の保育士等で、対象児を確認し、重複与薬や与薬量の確認、与薬忘れ等の誤りがないようにする必要がある。与薬後には、子どもの観察を十分に行う。

⑥救急蘇生法等について

救急蘇生を効果的に行うためには、子どもの急変を早期に発見することが重要であり、日頃の健康状態の把握や保健管理のあり方が大きな意味をもつ。また、保育士等をはじめ全職員は、各種研修会等の機会を活用して、救急蘇生法や応急処置について熟知しておく必要がある。自動体外式除細動器（AED：Automated External Defibrillator）が設置してある場合は、その操作について習熟しておく。

⑦病児保育事業を実施する場合の配慮

保育所に併設して病児保育事業を実施する場合には、当該事業に従事する看護師等を配置し、嘱託医、連携医療機関と密接な連携を図り、日常の医療面での助言や指導を受けるとともに、緊急時の子どもの受入体制等を構築する。また、実施に当たっては、衛生面に十分配慮し、他の子どもや職員への感染を防止することが必要である。保育中に、予想しない病状の変化が見られた場合には、保護者に連絡し、早期にかかりつ

け医を受診するように助言するなどの対応も必要である。なお、当該事業に従事する職員は、対応に必要な専門的知識や技術を身に付けるなど、資質の向上に努めることが求められる。

⑧個別的な配慮を必要とする子どもへの対応

【慢性疾患児への対応】

慢性疾患を有する子どもの保育に当たっては、かかりつけ医及び保護者との連絡を密にし、予想しうる病状の変化や必要とされる保育の制限等について、全職員が共通理解をもつ必要がある。病状が急変するかもしれないことを念頭に置き、その子どもに合わせた保育を計画する必要がある。定期服薬中の場合には、その薬剤の効能や副作用についても理解しておく必要があり、非常時に備えての予備薬等の預かりについても検討を行う必要がある。

【児童発達支援の必要な子ども】

児童発達支援が求められる子どもに対しては、保護者及び児童発達支援を行う医療機関や児童発達支援センター等と密接に連携し、支援及び配慮の内容や子どもの状況等について情報を共有することなどを通じて、保育所においても児童発達支援の課題に留意した保育を行うことが大切である。

【その他の医療的ケアを必要とする子どもへの対応】

医療技術の進歩等を背景として、新生児集中治療室（NICU：Neonatal Intensive Care Unit）等に長期入院した後に、様々な医療的ケアを日常的に必要とする子どもが増えている。保育所の体制等を十分検討した上で医療的ケアを必要とする子どもを受け入れる場合には、主治医や囑託医、看護師等と十分に協議するとともに、救急対応が可能である協力医

療機関とも密接な連携を図る必要がある。医療的ケアは、その子どもの特性に応じて、内容や頻度が大きく異なることから、受け入れる保育所において、必要となる体制を整備するとともに、保護者の十分な理解を得るようにすることが必要である。また、市町村から看護師等の専門職による支援を受けるなどの体制を整えることも重要である。

⑨乳幼児突然死症候群（SIDS）

乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る、原因の分からない病気で、窒息などの事故とは異なる。日本での発症頻度はおよそ出生 6,000 人から 7,000 人に 1 人と推定され、生後 2 か月から 6 か月に多く、稀には 1 歳以上で発症することがある。

SIDS は、うつぶせ、仰向けのどちらでも発症するが、寝かせる際にうつぶせに寝かせた時の方が SIDS の発生率が高いということが研究者の調査から分かっており、子どもの顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。また、睡眠時に子どもを一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息事故を未然に防ぐことにつながるものである。

人工乳（粉ミルク）が SIDS を引き起こすわけではないが、母乳で育てられている赤ちゃんの方が SIDS の発症率が低いということが研究者の調査から分かっている。喜んで母乳を飲み、体重が順調に増えているなら、できるだけ母乳を与えることが望ましい。

また、たばこは、SIDS 発症の大きな危険因子であり、妊婦や乳児の近くでの喫煙は不適切である。これには身近な人の理解も大切であり、日頃から喫煙者に協力を求めることが大切である。

入所の際には、こうした SIDS に関する情報を保護者に提供することが求められる。

(参考)

○厚生労働省 報道発表資料「11月は『乳幼児突然死症候群(SIDS)』の
対策強化月間です」(平成29年10月27日)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000181942.html>

2 食育の推進

(1) 保育所の特性を生かした食育

ア 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。

食は、子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康増進のために重要である。食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)を踏まえ、乳幼児期における望ましい食に関する習慣の定着及び食を通じた人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保育所においても、食に関する取組を積極的に進めていくことが求められる。

各保育所は、保育の内容の一環として食育を位置付け、施設長の責任の下、保育士、調理員、栄養士、看護師等の職員が協力し、健康な生活の基本として食を営む力の育成に向けて、その基礎を培うために、各保育所において創意工夫を行いながら食育を推進していくことが求められる。

また、子どもの保護者も、食への理解を深め、食事をつくることや子どもと一緒に食べることに喜びをもつことができるよう、調理員や栄養士がいたり、調理が可能な設備を有していたりするなどの環境を活用し、食に関する相談・助言や体験の機会を設けることが望まれる。

イ 子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。

保育所における食育は、食を営む力の育成に向け、その基礎を培うた

めに、日々の保育の中で、生活と遊びを通して、子どもが自ら意欲をもって食に関わる体験を積み重ねていくことを重視して取り組む。

食育の実施に当たっては、地域の特性や保育所の状況等を踏まえて、家庭や地域社会と連携を図り、それぞれの職員の専門性を生かしながら、創意工夫して進めることが求められる。

食べることを楽しみ、保育士等や仲間などと食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを目指し、保育においては、子どもの育ちを踏まえた食に関する様々な体験が、相互に関連をもちながら総合的に展開できるようにする。食育に関連する事項は、第1章、第2章、第4章に関わることから、これらの内容を踏まえ、各保育所で計画的に食育に取り組むことが重要である。

ウ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

【食育計画の作成と評価】

全体的な計画に基づいた食育計画は、資料（328頁の※）等を参照し、指導計画とも関連付けながら、子どもの日々の主体的な生活や遊びの中で食育が展開されていくよう作成する。

保育所での食事の提供も食育の一部として食育計画に含める。また、食育計画が柔軟で発展的なものとなるように留意し、各年齢を通して一貫性のあるものにすることが大切である。

さらに、食育計画を踏まえた保育実践の経過やそこでの子どもの姿を記録し、評価を行う。その結果に基づいて取組の内容を改善し、次の計

画や実践へとつなげていく。

食事内容を含め、こうした食育の取組を、保護者や地域に向けて発信することも大切である。

栄養士が配置されている場合は、その専門性を十分に発揮し、積極的に食育計画の策定や食育の取組の実践等に関わることが期待される。

【食事の提供に関する留意点】

日々の食事の提供に当たっては、子どもの状態に応じて、摂取方法や摂取量などを考慮し、子どもが食べることを楽しむことができるよう計画を作成することが大切である。

その際、入所前の生育歴や入所後の記録などから、子どもの健康状態、発育及び発達の状態、栄養状態や生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるようにする。さらに、子どもの咀嚼^{しゃく}や嚥^{えん}下機能等の発達に応じて食品の種類、量、大きさ、固さ、食具等を配慮し、食に関わる体験が広がるよう工夫する必要がある。

また、授乳及び離乳期においては、食べる意欲の基礎をつくることができるよう、家庭での生活を考慮し、一人一人の子どもの状況に応じ、時間、調理方法、量などを決める必要がある。母乳による育児を希望する保護者のために、衛生面に配慮し、冷凍母乳による栄養法などで対応することが望ましい。

さらに、安全で安心できる食事を提供するために、食材料の選定時や保管時、調理後の温度管理の徹底など安全性と衛生に配慮する。食事の内容を工夫したり、行事において食育に関する取組を行ったりするなど、子どもが地域の様々な食文化等に関心をもつことができるようにすることも大切である。子どもの喫食状況などを随時把握して、食育計画に基づく保育の実践を全職員で評価し、食事が子どもにとっておいしく魅力的なものであるよう、その質の改善に努めることが求められる。

(2) 食育の環境の整備等

ア 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。

自然の恵みとしての食材について、様々な体験を通して意識し、生産から消費までの一連の食の循環や、食べ物を無駄にしないことについての配慮などに意識をもてるよう、様々な食材に触れる機会を計画的に保育に取り入れていくことが重要である。例えば、野菜などの栽培や収穫を通して、食べ物が土や雨、太陽の光などによって育つことに気付いていくことや、毎日運ばれてくる野菜や果物、肉や魚などの食材を日々の生活の中で目にしたり、触れたりする機会などを通して、子どもは自らの感覚で食材や食の環境を意識するようになる。また、育てた食材で調理活動を行うことや調理過程の一部を手伝うこと等の体験を通して、調理室における調理の様子をうかがい知ったり、調理員等と一緒に食べたりする経験などを通じて、食材や調理する人への感謝の気持ち、生命を大切にす気持ちなどが育まれていく。

保育において、こうした体験を、友達、保育士、調理員、栄養士、保護者、地域の人々など、様々な人との関わりを通じて行えるよう工夫することが大切である。また、食事に向けて食欲がわくように、保育所における一日の活動のバランスに配慮していくことも重要である。

さらに、情緒の安定のためにも、ゆとりある食事の時間を確保し、食事をする部屋が温かな親しみとくつろぎの場となるように、採光やテーブル、椅子、食器、スプーンや箸など食具等、環境の構成に配慮することが大切である。

このように、保育所の食育においては、食に関する人的及び物的な保

育環境の構成に配慮することが必要である。

イ 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

食育は、幅広い分野にわたる取組が求められる上、家庭の状況や生活の多様化といった食をめぐる状況の変化を踏まえると、より一層きめ細かな対応や食育を推進しやすい社会環境づくりが重要である。保育所においては、保護者や地域の実情に応じて、市町村、小中学校等の教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る様々な関係者と主体的かつ多様に連携、協働した取組が求められる。また、食育の取組を実施するに当たって、このような多様な関係者の協力を得るためには、市町村の支援の下に、日常的な連携が図られていることが大切である。

ウ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

食育の推進に当たっては、全職員が食育の目標や内容、配慮すべき事項等について理解を共有した上で、連携、協力して取り組むことが重要である。特に栄養士等が配置されている場合には、子どもの健康状態、発育及び発達の状態、栄養状態、食生活の状況を見ながら、その専門性

を生かし、献立の作成、食材料の選定、調理方法、摂取方法、摂取量の指導に当たることが大切である。また、必要に応じて医療機関や児童発達支援センター等の専門職の指示や協力を受けることが重要である。

① 体調不良の子どもへの対応

子どもの体調不良時や回復期等には、脱水予防のための水分補給に留意するとともに、一人一人の子どもの心身の状態と保育所の提供体制に応じて食材を選択し、調理形態を工夫して食事を提供するなど、保護者と相談し、また必要に応じて嘱託医やかかりつけ医の指導、指示に基づいて、適切に対応する。

② 食物アレルギーのある子どもへの対応

保育所における食物アレルギー対応は、安全、安心な生活を送ることができるよう、完全除去を基本として保育所全体で組織的に行う。限られた人材や資源を効率的に運用し、医師の診断及び指示に基づいて対応しなくてはならない。また、医師との連携、協力に当たっては、生活管理指導表を用いることが必須である。

保育所では、栄養士配置の有無に関わらず、除去食品の誤配や誤食などの事故防止及び事故対策において、安全性を最優先として組織的に最善を尽くす必要があり、常に食物アレルギーに関する最新の正しい知識を全職員が共有していることが重要である。アナフィラキシーショックへの対応については、エピペン®の使用法を含めて理解し、身に付けておく必要がある。また、食物アレルギー症状を誘発するリスクの高い食物の少ない、又はそうした食物を使わない献立を作成するなど、様々な配慮や工夫を行うことが重要である。さらに、食物アレルギーのある子ども及びその保護者への栄養指導や、地域の子どもとその保護者も含めた食育の取組を通じて、食物アレルギーへの理解を深めていくことが求

められる。

③ 障害のある子どもへの対応

障害のある子どもに対して、他の子どもと異なる食事を提供する場合がある。食事の摂取に際して介助の必要な場合には、児童発達支援センター等や医療機関の専門職による指導、指示を受けて、一人一人の子どもの心身の状態、特に、咀嚼^{しゃく}や嚥下^{えん}の摂食機能や手指の運動機能等の状態に応じた配慮が必要である。また、誤飲をはじめとする事故の防止にも留意しなければならない。さらに、他の子どもや保護者が、障害のある子どもの食生活について理解できるような配慮が求められる。

④ 食を通じた保護者への支援

子どもの食に関する営みを豊かにするためには、保育所だけでなく、家庭と連携して食育を進めていくことが大切である。保育所での子どもの食事の様子や、食育に関する取組とその意味などを保護者に伝えることは、家庭での食育の関心を高めていくことにつながる。家庭からの食に関する相談に対応できる体制を整え、助言や支援を行うことが重要である。

具体的な取組の例としては、毎日の送迎時や連絡帳におけるやり取りなどを通じて、一人一人の家庭での状況を把握しつつ、助言をしたり乳幼児期の食の大切さを伝えたりすること、食事のサンプル展示や、食事、おやつの時間を含めた保育参観や試食会等を通じて、子どもの食に対する保護者の関心を促していくことが考えられる。また、季節の食材などを使ったレシピや調理方法等、家庭における取組に役立つ情報を提供したり、保護者の参加による調理実践行事などを実施したりして、保護者が子どもと共に食を楽しめるよう支援していくことも大切である。さらに、保護者懇談会などを通して保護者同士の交流を図ることにより、家

庭における食育の実践が広がることも期待できる。

地域の子育て家庭においても、子どもの食に関する悩みが子育てに対する不安の一因となることは少なくない。そのため、食の観点から保護者が子どもについて理解を深め、子育ての不安が軽減されることを通して、家庭や地域における養育力の向上につなげていくことができるよう、保育所の調理室等を活用し、食に関する相談や支援を行うことも重要である。

※食育の推進に当たっての参考資料

- 保育所における食育に関する指針（平成 16 年 3 月 29 日付け雇児保発 第 0329001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成 23 年 3 月厚生労働省）
- 保育所における食事の提供ガイドライン（平成 24 年 3 月 30 日付け雇児保発 0330 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）

3 環境及び衛生管理並びに安全管理

(1) 環境及び衛生管理

- ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。
- イ 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。

【温度等の調節及び衛生管理】

保育に当たっては、子どもの心身の健康と情緒の安定を図るために、室内の温度や湿度を調節し、換気を行い、さらに、部屋の明るさ、音や声の大きさなどにも配慮して、心地よく過ごすことができるよう環境を整えることが大切である。

また、常に清潔な環境を保つことができるよう、日頃から清掃や消毒等を行うことが大切である。その際、消毒薬などは子どもの手の届かない場所で保管、管理し、誤飲の防止等、安全の徹底を図らなくてはならない。

保育室をはじめとした保育所内の各室、調理室、トイレ、園庭、プールなど各設備の衛生管理はもちろんのこと、歯ブラシやコップ、寝具、床、棚、おむつ交換台、ドアノブ、手洗い用の蛇口など各備品、特に低年齢児では直接口に触れることも多い玩具は、日々状態を確認し、衛生管理を行う。

調理室や調乳室では、室内及び調理や調乳のための器具、食器を清潔に保つとともに、食品の品質等の管理、入室時の外衣や帽子の着用といった衛生管理が必要である。

園庭や砂場では、動物の糞尿の処理、樹木や雑草の管理、害虫などの駆除や消毒、小動物など飼育施設の清潔を保つことなどが必要である。

プールでは、設備の消毒や水質の管理、感染症の予防のほか、利用時については、重大事故が発生しやすい場面であることを踏まえた安全管理の徹底に努める。

【職員の衛生知識の向上と対応手順の周知徹底】

職員は、感染症及び衛生管理に関する知識と適切な対応方法を日頃から身に付けておくことが必要である。嘔吐物や糞便等の処理に当たっては、使い捨てのマスクやエプロン、手袋等の使用や手洗いの徹底など、感染防止のための処理方法とその実施を徹底しておく。また、状況に応じて、処理の際に身に付けていた衣服は着替えることが望ましい。

調乳や冷凍母乳を取り扱う場合や、子どもの食事の介助を行う場合には、手洗いや備品の消毒を行う等、衛生管理を十分徹底することが重要である。

全職員は自己の健康管理に留意し、特に感染症が疑われる場合には速やかに施設長に報告し、自らが感染源にならないよう、適切に対処することが必要である。

【食中毒の予防】

食中毒の予防に向けて、日常的に、子どもが清潔を保つための生活習慣を身に付けられるよう取り組むことが大切である。特に、手洗いについては、正しい手の洗い方を指導することが重要である。また、動物の飼育をしている場合は、その世話の後、必ず手洗い等を徹底させる。

調理体験の際は、服装、爪切り、手洗いなど、衛生面の指導を徹底することが必要である。

【食中毒発生時の対応】

食中毒が発生した場合に備えて、食中毒発生に関する対応マニュアルの作成*と全職員への周知も重要である。食中毒が疑われる場合には、対象となる症状が認められる子どもを別室に隔離するとともに、嘱託医や保健所などの関係機関と連携し、迅速に対応する。施設長は、子どもや保護者、全職員の健康状態を確認し、症状が疑われる場合には、医療機関への受診を勧めることが望ましい。

食中毒発生時は、保健所の指示に従い、食事の提供を中止し、施設内の消毒、職員や子どもの手洗いを徹底する。また、必要に応じて行事を控えるなど、感染拡大の防止に向けた対応が効果的である。

※大量調理施設衛生管理マニュアル（「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について（平成 29 年 6 月 16 日付け生食発 0616 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知別添））

Ⅲ 衛生管理体制

1. 衛生管理体制の確立

(17) 高齢者や乳幼児が利用する施設等においては、平常時から施設長を責任者とする危機管理体制を整備し、感染拡大防止のための組織対応を文書化するとともに、具体的な対応訓練を行っておくことが望ましいこと。…（略）…

（2）事故防止及び安全対策

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

事故の発生を防止するためには、子どもの発達の特性と事故との関わりに留意した上で、事故防止のためのマニュアルを作成するなど、施設長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。

事故発生防止に向けた環境づくりには、職員間のコミュニケーション、情報の共有、事故予防のための実践的な研修の実施等が不可欠である。

日常的に点検項目を明確にして、定期的に点検を行い、文書として記録し、その結果に基づいて問題のある箇所を改善し、全職員と情報を共有しておく。

保育中の安全管理には、保育所の環境整備が不可欠であり、随時確認し、環境の維持及び改善に取り組む。また、日常的に利用する散歩の経路や公園等についても、異常や危険性の有無、工事箇所や交通量等を含めて点検し記録を付けるなど、情報を全職員で共有する。

また、保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにする。子どもの安全の観察に当たっては、午睡の時間を含め、一人一人の子どもの確実に観察することが重要である。

重大事故の発生防止のため、あと一步で事故になるところであったという、ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じるなど、組織的に取組を行う。

さらに、子どもが家庭においても安全な生活習慣を身に付けることができるよう、保護者と連携を図るとともに、交通安全について学ぶ機会を設けるなど、地域の関係機関と連携して取り組むことも重要である。

イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

安全な保育環境を確保するため、子どもの年齢、場所、活動内容に留意し、事故の発生防止に取り組む。特に、睡眠、プール活動及び水遊び、食事等の場面については、重大事故が発生しやすいことを踏まえて、場面に応じた適切な対応をすることが重要である。

例えば、乳児の睡眠中の窒息リスクの除去としては、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、子どもの顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。睡眠前には口の中に異物等がないかを確認し、柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない、またヒモ及びヒモ状のものをそばに置かないなど、安全な睡眠環境の確保を行う。また、定期的に子どもの状態を点検するなど、異常が発生した場合の早期発見や重大事故の予防のための工夫が求められる。子どもを一人にしないこと、寝かせ方に配慮すること、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、怪我などの事故を未然に防ぐことにつながる。

プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、役割分担を明確にする。また、これらの職員に対して、監視の際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。十分な監視体制の確保が出来ない場合は、プール活動の中止も検討すべきである。

食事の場面では、子どもの食事に関する情報（咀嚼^{しゃく}や嚥^{えん}下機能を含む発達や喫食^{えん}の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥^{えん}等による窒息のリスクとなるものを除去したり、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応したりす

ることが必要である。

なお、重大事故を防ぐためには危険を取り除く必要があるが、過度な子どもの遊びの制約については、一定の配慮を要する。乳幼児期の子どもが遊びを通して自ら危険を回避する力を身に付けていくことの重要性にも留意する必要がある。こうした保育所における事故防止のための一連の取組や配慮について保護者に十分周知を図り、理解を深めておくことが重要である。

ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

重大事故や不審者の侵入等、子どもに大きな影響を及ぼすおそれのある事態に至った際の危機管理についても、緊急時の対応マニュアルを作成するとともに、実践的な訓練、園内研修の充実等を通じて、全職員が把握しておくことが必要である。

例えば、緊急時の役割分担を決め、見やすい場所に掲示しておくことが、全職員の共通理解を図る上で有効である。重大事故発生時の対応における役割分担を決める際には、応急処置、救急蘇生、救急車の出動の要請、医療機関への同行、事故の記録と保護者及び嘱託医や関係機関等への連絡等といった具体的な行為に関する分担と、指示系統を明確にしておく。不審者の侵入など不測の事態に関しても、その防止措置を含め、対応の具体的内容や手順、指示の流れなどを職員間で確認しておくことが求められる。

保護者への説明は、緊急時には早急かつ簡潔に要点を伝え、事故原因等詳細については、事故の記録を参考にして改めて具体的に説明する。

日常の備えとして、各職員の緊急連絡網、医療機関及び関係機関のリスト、保護者の緊急連絡先を事前に整理しておくことが重要である。119番通報の際の要点を事務室に掲示したり、園外活動等の際に携帯したりすることも有効である。

さらに、緊急時に備えた連絡体制や協力体制を保護者や、消防、警察、医療機関などの関係機関との間で整えておくとともに、地域とのコミュニケーションを積極的にとり、あらかじめ緊急時の協力や援助を依頼しておく。

また、施設内で緊急事態が発生した際には、保育士等は子どもの安全を確保し、子どもや保護者が不安にならないよう、冷静に対応することが求められる。

子どもが緊急事態を目前に体験した場合には、強い恐怖感や不安感により、情緒的に不安定になる場合もある(心的外傷後ストレス障害－PTSD：Post Traumatic Stress Disorder)。このような場合には、小児精神科医や臨床心理士等による援助を受けて、子どもと保護者の心身の健康に配慮することも必要となる。

(参考)

- 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省)

4 災害への備え

(1) 施設・設備等の安全確保

ア 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項は、保育所に対し、消防計画の作成、消防設備の設置及び防火管理者の設置等を義務付けている。また、設備運営基準第 6 条等は、消火器等の非常災害に必要な設備の設置等を定めている。

施設の安全点検を定期的に行うとともに、消防設備や火気使用設備の整備及び点検を定期的に行うことは、安全性の確保の基本である。消火器は落下や転倒しない場所に設置し、その場所と使用方法について全職員に周知する。

施設の出入り口や廊下、非常階段等の近くには物を置かないなど、避難する経路はいつでも使えるようにしておくとともに、経路に怪我の要因となるような危険がないか、日常的に点検を行う必要がある。

地域や保育所の立地特性によって、起こりうる災害の種類や危険度は異なる。発生する可能性のある災害の種類や危険な場所について、実際に職員自ら足で歩き、交通量や道幅、落下や倒壊など避難の障害となる場所の確認等を行い、予測しておくこと、その情報を全職員で共有することが重要である。

イ 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。

保育所の安全環境の整備は、子どもが安全に保育所の生活を送るため

の基本である。安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等について、安全性の確保や機能の保持、保管の状況など具体的な点検項目、点検日及び点検者を定めた上で、定期的に点検することが必要である。また、遊具の安全基準や規格などについて熟知し、専門技術者による定期点検を実施することが重要である。

日常的に、避難経路の確保等のために整理整頓を行うとともに、ロッカーや棚等の転倒防止や高い場所からの落下物防止の措置を講じたり、ガラスに飛散防止シートを貼ったりするなど、安全な環境の整備に努める必要がある。なお、こうした安全環境の整備は、非常時だけでなく日常の事故防止の観点からも重要である。

(2) 災害発生時の対応体制及び避難への備え

ア 火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。

設備運営基準第6条第1項において、「児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない」ことが定められている。保育所の立地条件や規模、地域の実情を踏まえた上で、地震や火災などの災害が発生した時の対応等について各保育所でマニュアルを作成し、保育所の防災対策を確立しておく必要がある。

マニュアルの作成に当たっては、それぞれの保育所に応じた災害の想定を行い、保育所の生活において、様々な時間や活動、場所で発生しうることを想定し、それに備えることが重要である。

災害が発生した場合、電話や電子メールなどが使えない場合も含めた初期の対応として、安全な場所への避難などについての適切な指示や、救助、応急手当等が重要である。そのためには、日頃から、災害発生時の各職員の適切な役割分担と責任について明らかにし、全職員で共有する必要がある。

また、災害の発生時に加え、事後の危機管理についても、施設内外の安全確認や避難後の情報収集、地震等の後に起こる二次災害への対応などが必要になる。また、保育所に地域住民等が一時的に避難するような場合などについても、施設の提供範囲や安全面及び衛生面の管理、避難者の把握、災害対策本部への届け出等について、あらかじめ想定しておくことが望ましい。

こうした様々な緊急時の対応のマニュアルや、避難訓練に関する計画等を作成し、災害の発生に保育所の職員が協力して対応するための体制の整備を図る必要がある。

イ 定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図ること。

保育所の避難訓練の実施については、消防法で義務付けられ、設備運営基準第6条第2項において、少なくとも月1回は行わなくてはならないと規定されている。

避難訓練は、災害発生時に子どもの安全を確保するために、職員同士の役割分担や子どもの年齢及び集団規模に応じた避難誘導等について、全職員が実践的な対応能力を養うとともに、子ども自身が発達過程に応じて、災害発生時に取るべき行動や態度を身に付けていくことを目指して行われることが重要である。

災害発生初期の安全確保については、職員自身が自由に動けない場合の想定も含め、様々な状況への対応について、訓練を通じて身に付けていくことが求められる。

災害発生の二次対応では、状況に応じてどの避難場所に、どのような経路、タイミング、方法で避難を行うかを速やかに判断できるよう訓練を行うことが重要である。

こうした避難訓練については、保護者への周知や協力を図り、災害発生時の行動を日頃から共有しておく。また、災害は予想を上回る規模で起こることもあり得るため、「想定」にとらわれず、その時の実際の状況を見ながら判断し、より適切な行動をとる必要についても、全職員が理解していることも重要である。

ウ 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認をしておくこと。

災害が発生した際、保育所で過ごしていた子どもを安全に保護者に引き渡すためには、保育所の努力だけではなく、保護者の協力が不可欠である。入所時の説明や毎年度当初の確認、保護者会での周知等、様々な場面を通じて、災害発生時の対応について、保護者の理解を得ておくことが必要である。

災害時は電話等がつかないことを想定し、あらかじめ複数の連絡手段を決め、保護者に知らせておく。また、保護者自身の安否を円滑に保育所に伝えてもらえる仕組みをあらかじめ整え、それを周知することも大切である。こうした連絡手段について、避難訓練で使用したり、日常の連絡に用いたりするなど、保護者と共に平時より利用の仕方に慣れ

ておくための工夫をすることが望ましい。

避難場所を保護者と共有しておくことはもちろん、保護者が迎えに来ることが困難な場合の保護者以外への引渡しのルールについても、氏名や連絡先、本人確認のための方法などをあらかじめ決めておくことが求められる。

(3) 地域の関係機関等との連携

ア 市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

災害発生時に連携や協力が必要となる関係機関等としては、消防、警察、医療機関、自治会等がある。また、地域によっては、近隣の商店街や企業、集合住宅管理者等との連携も考えられる。こうした機関及び関係者との連携については、市町村の支援の下、連絡体制の整備をはじめ地域の防災計画に関連した協力体制を構築することが重要である。各関係機関等とは、定期的に行う避難訓練への協力なども含め、地域の実態に応じて必要な連携や協力が得られるようにしておくことが必要である。

また、限られた数の職員で子どもたち全員の安全を確保しなければならない保育所にとって、近隣の企業や住民の協力は大きな力となる。さらに、大規模な災害が発生した際には、保育所が被災したり、一時的に避難してきた地域住民を受け入れたりする可能性もあり、そのような場合には、市町村や地域の関係機関等による支援を得ながら、施設、職員、子ども、保護者、地域の状況等に関する情報の収集及び伝達や、保育の早期再開に向けた対応などに当たることになることが考えられる。いざという時に円滑に支援や協力を仰げるよう、日頃から地域の中で様々な

機関や人々と関係を築いておくことも重要である。

イ 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。

避難訓練については、その実施内容等を保護者に周知し災害発生時の対応について認識を共有したり、災害発生時の連絡方法を実際に試みたり、子どもの引渡しに関する訓練を行うなど、保護者との連携を図っていく。また、地域の関連機関の協力を得ながら、地域の実情に応じた訓練を行うことが望ましい。

具体的な状況を想定しての訓練を実施する際には、土曜日や延長保育など通常とは異なる状況の保育や、悪天候時や保育所外での保育等、多様な場面を想定するなどの工夫も効果的である。また、食物アレルギーのある子どもや障害のある子どもなど、特に配慮を要する子どもへの対応についても検討し、施設内だけでなく、避難所にいるような状況等においても、全職員が対応できるようにすることが求められる。

第4章 子育て支援

保育所における保護者に対する子育て支援は、全ての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、第1章及び第2章等の関連する事項を踏まえ、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、次の事項に留意するものとする。

【保育所における保護者に対する子育て支援の原則】

児童福祉法第18条の4は、「この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう」と定めている。

子どもの保護者に対する保育に関する指導とは、保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ行われる、子育てに関する相談、助言、行動見本の提示その他の援助業務の総体を指す。子どもの保育に関する専門性を有する保育士が、各家庭において安定した親子関係が築かれ、保護者の養育力の向上につながることを目指して、保育の専門的知識・技術を背景としながら行うものである。

保育所における保護者に対する子育て支援は、子どもの最善の利益を念頭に置きながら、保育と密接に関連して展開されるところに特徴があることを理解して行う必要がある。

【保護者と連携して子どもの育ちを支える視点】

保護者に対する子育て支援に当たっては、保育士等が保護者と連携して子どもの育ちを支える視点をもって、子どもの育ちの姿とその意味を保護者に丁寧に伝え、子どもの育ちを保護者と共に喜び合うことを重視する。保護者の養育する姿勢や力の発揮を支えるためにも、保護者自身の主体性、自己決定を尊重することが基本となる。

そのため、子育て支援を行うに当たっては、子どもと保護者の関係、保護者同士の関係、子どもや保護者と地域との関係を把握し、それらの関係性を高めることが保護者の子育てや子どもの成長を支える大きな力になることを念頭に置いて、働きかけることが大切である。

1 保育所における子育て支援に関する基本的事項

(1) 保育所の特性を生かした子育て支援

ア 保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。

【保護者に対する基本的態度】

保育所における子育て支援に当たり、保育士等には、一人一人の保護者を尊重しつつ、ありのままを受け止める受容的態度が求められる。受容とは、不適切と思われる行動等を無条件に肯定することではなく、そのような行動も保護者を理解する手がかりとする姿勢を保ち、援助を目的として敬意をもってより深く保護者を理解することである。また、援助の過程においては、保育士等は保護者自らが選択、決定していくことを支援することが大切である。このような援助関係は、安心して話をすることができる状態が保障されていること、プライバシーの保護や守秘義務が前提となる。このように保育士等が守秘義務を前提としつつ保護者を受容し、その自己決定を尊重する過程を通じて両者の間に信頼関係が構築されていく。

また、保育士等が保護者の不安や悩みに寄り添い、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感し合うことによって、保護者は子育てへの意欲や自信を膨らませることができる。保護者とのコミュニケーションにおいては、子育てに不安を感じている保護者が子育てに自信をもち、子育てを楽しいと感じることができるよう、保育所や保育士等による働きかけや環境づくりが望まれる。

【保護者とのコミュニケーションの実際】

保育所における保護者とのコミュニケーションは、日常の送迎時における対話や連絡帳、電話又は面談など、様々な機会をとらえて行うことができる。保護者に対して相談や助言を行う保育士等は、保護者の受容、自己決定の尊重、プライバシーの保護や守秘義務などの基本的姿勢を踏まえ、子どもと家庭の実態や保護者の心情を把握し、保護者自身が納得して解決に至ることができるようにする。

その上で、状況に応じて、地域の関係機関等との連携を密にし、それらの専門性の特性と範囲を踏まえた対応を心がけることが必要である。なお、保育所が特に連携や協働を必要とする地域の関係機関や関係者としては、市町村（保健センター等の母子保健部門・子育て支援部門等）、要保護児童対策地域協議会、児童相談所、福祉事務所（家庭児童相談室）、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、民生委員、児童委員（主任児童委員）、教育委員会、小学校、中学校、高等学校、地域子育て支援拠点、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、市区町村子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、関連 NPO 法人等が挙げられる。

イ 保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めること。

保育所は、日々子どもが通う施設であることから、継続的に子どもの発達の援助及び保護者に対する子育て支援を行うことができる。また、保育士や看護師、栄養士等の専門性を有する職員が配置されていると

もに、子育て支援の活動にふさわしい設備を備えている施設である。さらに、地域の公的施設として、様々な社会資源との連携や協力が可能である。こうしたことを踏まえ、保護者に対する子育て支援に当たっては、必要に応じて計画や記録を作成し、改善に向けた振り返りを行いながら、保育所の特性を十分に生かして行われることが望まれる。

また保育所は、地域において子育て支援を行う施設の一つであり、乳児期から就学前に至る一人一人の様々な育ちを理解し支える保育を実践している場でもある。保育士等が、子どもを深く理解する視点を伝えたり、その実践を示したりすることも、保護者にとっては大きな支援になる。

そのため、保護者の養育力の向上につながる取組としては、保育所を利用している保護者に対しては、保育参観や参加などの機会を、また地域の子育て家庭に対しては、行事への親子参加や保育体験への参加などの機会を提供することが考えられる。保護者が、他の子どもと触れ合うことは、自分の子どもの育ちを客観的に捉えることにもつながることから、子育て支援においても、子どもがいるという保育所の特性を活用することが望ましい。

また、このような取組においては、保護者同士の交流や相互支援又は保護者の自主的活動などを支える視点ももちながら、実施することが大切である。

(2) 子育て支援に関して留意すべき事項

ア 保護者に対する子育て支援における地域の関係機関等との連携及び協働を図り、保育所全体の体制構築に努めること。

保護者に対する子育て支援を適切に行うためには、保育所の機能や専

門性を十分に生かすことが重要である。その上で、自らの役割や専門性の範囲に加え、関係機関及び関係者の役割や機能をよく理解し、保育所のみで抱え込むことなく、連携や協働を常に意識して、様々な社会資源を活用しながら支援を行うことが求められる。

また、地域における子育て支援に関する情報を把握し、それらを状況に応じて保護者に適切に紹介、提供することも大切である。

子育てに対する不安や地域における孤立感などを背景に、子どもや子育てに関する相談のニーズも増大している。そうした中、市町村や児童相談所等においては、子どもの福祉を図り権利を擁護するために、子育て家庭の相談に応じ、子ども及び子育て家庭の抱える問題やニーズ、置かれている状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭にとって最も効果的な援助を行っていくことが求められている。保育所における子育て家庭への支援は、このような地域において子どもや子育て家庭に関するソーシャルワークの中核を担う機関と、必要に応じて連携をとりながら行われるものである。そのため、ソーシャルワークの基本的な姿勢や知識、技術等についても理解を深めた上で、支援を展開していくことが望ましい。

こうした関係機関との連携・協働や地域の情報の把握及び保護者への情報提供に当たっては、保育所全体での理解の共有や、担当者を中心とした保育士等の連携体制の構築に努め、組織的に取り組むことが重要である。

イ 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持すること。

保護者に対する子育て支援に当たり、保護者や子どものプライバシーの保護や知り得た事柄の秘密保持は、必ず遵守しなければならない。プ

ライバシーの保護とは、その本人が特定されるような情報や私生活に関わる情報を守ることであり、知り得た事柄の秘密保持とは本人が他言しないしてほしいと望む全ての情報を守ることである。設備運営基準第 14 条の 2 は、「児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない」、「児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない」と定めている。特に保育士については、児童福祉法第 18 条の 22 において「保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなつた後においても、同様とする」とされ、同法第 61 条の 2 で、違反した場合の罰則も定めている。

ただし、子どもが虐待を受けている状況など、秘密を保持することが子どもの福祉を侵害するような場合は、児童福祉法第 25 条及び児童虐待防止法第 6 条において通告の義務が明示されている通り、守秘義務違反には当たらない。

2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

(1) 保護者との相互理解

ア 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。

家庭と保育所の相互理解は、子どもの家庭での生活と保育所生活の連続性を確保し、育ちを支えるために欠かせないものである。設備運営基準第36条は、「保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない」と定めている。保育所保育が、保護者との緊密な連携の下で行われることは、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視した保護者支援を進める上で極めて重要である。

家庭と保育所が互いに理解し合い、その関係を深めるためには、保育士等が保護者の置かれている状況を把握し、思いを受け止めること、保護者が保育所における保育の意図を理解できるように説明すること、保護者の疑問や要望には対話を通して誠実に対応すること、保育士等と保護者の間で子どもに関する情報の交換を細やかに行うこと、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを伝え合うことなどが必要である。

そのための手段や機会として、連絡帳、保護者へのお便り、送迎時の対話、保育参観や保育への参加、親子遠足や運動会などの行事、入園前の見学、個人面談、家庭訪問、保護者会などがある。このような手段や機会を子育て支援に活用する際には、保護者の子育てに対する自信や意欲を支えられるように、内容や実施方法を工夫することが望まれる。

イ 保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与することから、これを促すこと。

保育所における保育の活動への保護者の参加は、保護者の自ら子育てを実践する力を高める上でも重要な取組であるといえる。例えば、保護者が子どもの遊びに参加することで、子どもの遊びの世界や言動の意味を理解したり、専門性を有する保育士等が子どもの心の揺れ動きに応じてきめ細かに関わる様子を見て、接し方への気づきを得たりする。また、他の子どもを観察したり、自分の子ども以外の子どもと関わったりすることを通じて、子どもの発達についての見通しをもつことができることもある。さらに、保護者が保育士等と共に活動する中で、自分でも気づかなかった子育てに対する有能感を感じることもある。

ただし、保護者の就労や生活の形態は多様であるため、全ての保護者がいつでも子どもの活動に参加したり、保護者同士が関わる時間を容易につくったりすることができるわけではないことに留意する必要がある。保育所においては、活動の内容を工夫したり、活動の時間や日程に幅をもたせたりするなど、保護者の状況に配慮して機会を提供することが求められる。

(2) 保護者の状況に配慮した個別の支援

ア 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した保育の需要に応じ、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努め、子どもの生活の連続性を考慮すること。

保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、多様な保育の需要に

応じた事業を実施する場合、保護者の状況に配慮するとともに、常に子どもの福祉の尊重を念頭に置き、子どもの生活への配慮がなされるよう、家庭と連携、協力していく必要がある。

病児保育事業を行う場合は、特に受入れ体制やルールについて、保護者に十分に説明し、体調の急変時における対応の確認等、子どもの負担が少なくなるよう保護者と連携して進めることが大切である。

延長保育等に当たっては、子どもの発達の状況、健康状態、生活習慣、生活のリズム及び情緒の安定に配慮して保育を行うよう留意する必要がある。夕方の食事又は補食の提供は、子どもの状況や家庭での生活時間を踏まえて適切に行うことが必要である。その際、保育士等間の様々な必要事項の申し送りや保護者への連絡事項についても漏れのないよう注意しなければならない。

これらの事業においては、子どもにとって通常の保育とは異なる環境や集団の構成となることから、子どもが安定して豊かな時間を過ごすことができるように工夫することが重要である。

イ 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

障害者の権利に関する条約（平成 26 年 1 月批准）第 19 条は障害者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の促進を定めている。また、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 2 条第 2 項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定している。こうした法*の趣旨を踏まえ、障害や発達上の課題が見られる子どもの保育に当たっては、第 1 章の 3 の (2) の

キに規定されている事項を十分に考慮し、家庭との連携を密にするとともに、子どもだけでなく保護者を含む家庭への援助に関する計画や記録を個別に作成するなど、適切な対応を図る必要がある。

また、かかりつけ医や保健センター等との連携をはじめ、育てにくさを感じている保護者に対しては、子育てに前向きになれるよう子どもへの理解や対応についてのプログラムを紹介したり、児童発達支援センター等の専門機関からの助言を受けたりするなど、状況に応じて関係機関と協力しながら支援していくことが重要である。就学に際しては、保護者の意向を丁寧を受け止めつつ、小学校や特別支援学校等、就学先との連携を図ることが求められる。

他の子どもや保護者に対しても、保育所としての方針や取組等について丁寧に説明するとともに、必要に応じて障害に対する正しい知識や認識ができるように配慮する。

※他にも、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 5 条では、社会的障壁の除去のための合理的配慮について規定している。また、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 7 条は、市町村は保育の実施に当たって、「発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする」と規定している。

ウ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。

外国籍家庭や外国にルーツをもつ家庭、ひとり親家庭、貧困家庭等、特別な配慮を必要とする家庭では、社会的困難を抱えている場合も多い。例えば、日本語によるコミュニケーションがとりにくいこと、文化や習

慣が異なること、家庭での育児を他に頼ることができないこと、生活が困窮していることなど、その問題も複雑化、多様化している。また、多胎児、低出生体重児、慢性疾患のある子どもの場合、保護者は子育てに困難や不安、負担感を抱きやすい状況にあり、子どもの生育歴や各家庭の状況に応じた支援が必要となる。

こうした様々な問題に不安を感じている保護者は、その悩みを他者に伝えることができず、問題を抱え込む場合もある。保育士等は保護者の不安感に気付くことができるよう、送迎時などにおける丁寧な関わりの中で、家庭の状況や問題を把握する必要がある。子どもの発達や行動の特徴、保育所での生活の様子を伝えるなどして子どもの状況を保護者と共有するとともに、保護者の意向や思いを理解した上で、必要に応じて市町村等の関係機関やかかりつけ医と連携するなど、社会資源を生かしながら個別の支援を行う必要がある。

(3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援

ア 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。

少子化や核家族化、地域内におけるつながりの希薄化が進む中で、子育てをする上で孤立感を抱く人や、子どもに関わったり世話をしたりする経験が乏しいまま親になる人も増えている。子どもや子育てについての知識がないために、適切な関わり方や育て方が分からなかったり、身近に相談や助言を求める相手がおらず、子育てに悩みや不安を抱いたり、子どもに身体的・精神的苦痛を与えるような関わりをしたりしてしまう保護者もいる。

こうした保護者に対しては、保育士等が有する専門性を生かした支援

が不可欠である。保育士等は、一人一人の子どもの発達及び内面についての理解と保護者の状況に応じた支援を行うことができるよう、援助に関する知識や技術等が求められる。内容によっては、それらの知識や技術に加えて、ソーシャルワークやカウンセリング等の知識や技術を援用することが有効なケースもある。

保育所において実際に個別の支援を行う場合には、必要に応じて市町村など他の機関と連携するとともに、保育所での支援の中心となる保育士等を施設長や主任保育士、他の保育士等と役割分担を行いながら支えるといった体制をつくり、組織的な対応を行う必要がある。

イ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

【不適切な養育等が疑われた場合】

保護者に不適切な養育等や虐待が疑われる場合には、保育所と保護者との間で子育てに関する意向や気持ちにずれや対立が生じうる恐れがあることに留意し、日頃から保護者との接触を十分に行い、保護者と子どもの関係に気を配り、市町村をはじめとした関係機関との連携の下に、子どもの最善の利益を重視して支援を行うことが大切である。そうすることで保護者の養育の姿勢に変化をもたらし、虐待の予防や養育の改善に寄与する可能性を広げることになる。

【関係機関との連携】

保育所や保育士等による対応では不十分、あるいは限界があると判断

される場合には、関係機関との密接な連携がより強く求められる。特に児童虐待防止法が規定する通告義務は保育所や保育士等にも課せられており、虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所への速やかな通告とともに、これらをはじめとする関係機関との連携、協働が求められる。不適切な養育の兆候が見られたり虐待が疑われたりする場合の対応については、児童福祉法第21条の10の5において、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者等を把握した場合の市町村への情報提供について、同法第25条において要保護児童を発見した場合の通告義務について規定されている。「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」（平成25年8月23日付け雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）においては、保育所が組織的対応を図ること、虐待に関する事実関係はできるだけ細かく具体的に記録しておくことなどが記載されている。こうしたことや第3章の1の（1）のウの内容を踏まえ、状況の把握や通告に関するマニュアルなどを作成し活用するとともに、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）に参画し、地域の専門機関や専門職等との関係を深めることが重要である。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には積極的に参加し、情報の提供及び共有や連携体制の構築に努める。

なお、要保護児童対策地域協議会とは、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関等が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくためのネットワークをいう。ここで共有された情報については、守秘義務が課せられる。保育所がこの協議会の一員となることによって関係機関との密接な連携を図り、子育て家庭への支援を関係機関と共に担っていくことが重要である。

3 地域の保護者等に対する子育て支援

(1) 地域に開かれた子育て支援

ア 保育所は、児童福祉法第48条の4の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。

【保育所の地域における子育て支援の役割】

保育所における地域の保護者に対する子育て支援については、児童福祉法第48条の4において、保育所における通常業務である保育に支障をきたさない範囲で、情報提供と相談及び助言を行うよう努めることと規定されている。

近年、地域における子育て支援の役割がより一層重視されている状況を踏まえ、保育所がその意義を認識し、保育の専門的機能を地域の子育て支援において積極的に展開することが望まれる。その際、保育所が所在する地域の実情や、各保育所の特徴を踏まえて行うことが重要である。

また、子ども・子育て支援法に基づき地域における子育て支援の推進が図られる中、子育て支援を行う団体は多様化及び増加している。こうした地域における様々な団体の活動と連携して、保育所の子育て支援を進めていくことも大切である。

【保育所の特性を生かした地域子育て支援】

地域における子育て支援に当たっても、保育所の特性を生かして行うことが重要である。

例えば、食事や排泄などの基本的な生活習慣の自立に関することや、遊びや玩具、遊具の使い方、子どもとの適切な関わり方などについて、一

人一人の子どもや保護者の状況に応じて、具体的に助言したり、行動見本を実践的に提示したりすることなどが挙げられる。

また、子どもに対して、体罰や言葉の暴力など身体的・精神的苦痛を与えるような行為が不適切であり、してはならないものであることについても、丁寧に伝えることが必要である。

さらに、親子遊びや離乳食づくり、食育等に関する様々な育児講座や体験活動、給食の試食会など、保育所の特色、地域のニーズなどに合わせた取組を進めていくことが求められる。

こうした取組を進める上で、保護者が参加しやすい雰囲気づくりを心がけることが大切である。気軽に訪れ、相談することができる保育所が身近にあることは、家庭で子どもを育てていく上での安心感につながる。育児不安を和らげ、虐待の防止に資する役割が保育所にも求められていることを踏まえ、地域の子育て家庭を受け入れていくことが重要である。

地域の実情に応じた取組を通して、それぞれの地域が抱える子育ての課題や多様な保護者への理解を積み重ねていくことで、保育所は、更に地域の実態に即した子育て支援を行うことができるようになっていく。こうした経験を通じて得た地域の子育て家庭への理解を、各保育所の体制に応じて支援に生かしていくことが望まれる。

イ 地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、日常の保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。

地域の実情に応じた子育て支援の一環として、一時預かりや休日保育などを実施するに当たっては、一人一人の子どもの家庭での生活と保育

所における生活との連続性に配慮する必要がある。家庭での過ごし方などにより、生活のリズムや生活の仕方が異なることに十分配慮して、子どもが無理なく過ごすことができるよう、必要に応じて午睡の時間を設けたり、子どもがくつろぐことのできる場を設けたりするなど、一日の流れや環境を工夫することが大切である。

一時預かり等では、子どもは日頃の生活ではなじみのない大人や他の子どもと過ごしたり、その時々によって構成の異なる集団での生活を経験したりすることになる。そのため、家庭での様子などを踏まえ、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮して保育することが求められる。

また、状況に応じて、保育所で行っている活動や行事に参加するなど、日常の保育と関連付けながら、柔軟な保育を行うことが大切である。

なお、こうした事業等を行う際に、保育中の怪我や事故の防止に十分配慮するとともに、事故発生時の対応や連絡方法等を明確にしておくことが必要である。

(2) 地域の関係機関等との連携

ア 市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るよう努めること。

子ども・子育て支援法第 59 条において、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業として 13 の事業が示されている。各保育所においては、一時預かり事業や延長保育事業等の保育所が中心となって取り組むことが想定される事業と、乳児家庭全戸訪問事業等の主に他の組織で取り組むことが適当である事業について、認識を整理した上で、自治体と連携し、地域全体の状況を把握して必要な事業を実施することが大切である。地

域の実情を踏まえて、また関係機関、関係者の状況などを視野に入れて、地域に応じた子育て支援を実施することが望まれる。

保育所が地域に開かれた子育て支援に関する活動をすることは、地域におけるより広い年代の子どもの健全育成にも有効である。小学校、中学校、高等学校が実施する乳幼児とのふれあい交流や保育体験に保育所が協力するなど、次世代育成支援の観点から、将来に向けて地域の子育て力の向上につながるような支援を展開していくことが求められている。

保育所の地域における子育て支援に関わる活動が、関係機関との連携や協働、子育て支援に関する地域の様々な人材の積極的な活用の下で展開されることで、子どもの健全育成や子育て家庭の養育力の向上、親子をはじめとする様々な人間関係づくりに寄与し、地域社会の活性化へとつながっていくことが期待される。保護者や地域の人々と子育ての喜びを分かち合い、子育てなどに関する知恵や知識を交換し、子育ての文化や子どもを大切にする価値観等を共に紡ぎ出していくことも保育所の大切な役割である。

イ 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。

地域において、子育て家庭は周囲との関係が希薄になりがちな状況にあることも少なくない。保育所による地域の保護者等に対する子育て支援を通して、地域の子どもや子育て家庭を巡る諸問題の発生を予防又は早期に察知し、その解決に寄与することは重要である。特に、保護を必要とする子どもへの対応に関しては、極めて重大な役割を担っている。

虐待の防止や必要な対応を積極的に進めるとともに、要保護児童対策地域協議会での情報の共有や関係機関等との連携及び協力を図っていくことが求められる。

第5章 職員の資質向上

第1章から前章までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない。

施設長を含めた職員の質の向上とそのための研修の機会の確保については、設備運営基準第7条の2第1項において「児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない」とされている。

保育所における保育の質の向上に関しては、保育所が置かれている状況の背景として、保育に関わる制度がどのように変わってきたのかを理解しておくことが大切である。平成9年の児童福祉法改正（平成10年4月施行）により、保育所は措置制度から利用者が保育所を選択できる契約方式に変わった。また、保育ニーズの多様化に対応するため、様々な特別保育が実施されるとともに、家庭や地域の養育機能の低下により、子どもの保育だけでなく、入所している子どもの保護者への支援及び地域における子育て支援を行うことが、児童福祉法において努力義務とされた。さらに、平成15年からは保育士の資格が法定化されるとともに、子どもの保育だけでなく、保護者への保育に関する指導が保育士の業務とされている。そして、平成27年度からは、子どもの健やかな成長を支援していくため、全ての子どもに質の高い教育・保育を提供することを目標に掲げる子ども・子育て支援新制度が施行されている。

このように、保育所の役割や機能が多様化し拡大するとともに、そこで行われる保育の質についても、より高いものとなることを常に目指し

ていくことが求められている。それに対応すべく、保育所の職員一人一人がその資質を向上させるとともに、保育所全体としての保育の質の更なる向上に取り組んでいく必要がある。

特に、その中核を担う保育士の専門性は、保育の質に直結する。専門職である保育士は、その職務に携わる中で、保育現場で求められる知識や技能をより深め、更に専門性を高めていくことが求められる。

1 職員の資質向上に関する基本的事項

(1) 保育所職員に求められる専門性

子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。

各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。

保育の質の向上を図るには、保育所において子どもの保育に関わるあらゆる職種の職員一人一人が、その資質を向上させることが大切である。特に、保育士は、毎日の保育実践とその振り返りの中で、専門性を向上させていくことが求められる。

保育所保育においては、職員が一人一人の子どもを心から大切に思い、日頃から子どもと心が通い合うようにすること、また、子どもたち同士が仲間関係をつくっていけるように指導することが重要である。子どもの保育に関わる様々な知識と技能に基づく適切な判断と対応によって、保育士等は子どもの気持ちを受け止め、一人一人の子どもが保育所で安定、安心して生活できるように保育を行い、また、子どもの保護者や地域への子育て支援を行っていく。保育士の専門性については第1章に示されているが、子どもの保育と保護者の援助を行っていくためには、全ての保育所職員に対して、それぞれの職務にふさわしい専門性が求められる。

同時に、子どもの人権を尊重し、その最善の利益を考慮して保育を行うためには、職員の間観、子ども観などの総体的なものとして表れる

人間性や、保育所職員として自らの職務を適切に遂行していくことに対する責任の自覚などの資質が必要である。

また、保育所の職員は、その言動が子どもあるいは保護者に大きな影響を与える存在であることから、特に高い倫理観が求められる。一人一人の職員が備えるべき知識、技能、判断力、対応力及び人間性は、時間や場所、対象を限定して発揮されるものではなく、日頃の保育における言動全てを通して自然と表れるものである。これらが高い倫理観に裏付けられたものであって初めて、子どもや保護者に対する援助は十分な意味や働きをもつといえる。

職員がもつべき倫理観の具体的な内容については、職種ごとの関係団体において、それぞれの専門性を踏まえた倫理綱領などが定められている。保育士については、全国保育士会において、「全国保育士会倫理綱領」が定められている。この倫理綱領では、保育士に求められる子ども観やそれを踏まえた保育の基本姿勢及び保育士としての使命と役割を掲げた上で、子どもの最善の利益の尊重、プライバシーの保護、子どもの立場に立って言葉にできない思いやニーズを的確に代弁することなど、保育士の職務における行動の指針が示されている。

(2) 保育の質の向上に向けた組織的な取組

保育所においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身につけられるよう努めなければならない。

【組織的な取組】

保育所では、保育士、看護師、調理員、栄養士等が、各々の職務内容に応じた専門性をもって保育に当たっている。それぞれの職員が、保育の内容等に関する自己評価等を通じて、保育の質の向上に向けた改善のための課題を把握した上で、それを保育所全体で共有する。その上で、課題への対応は、職員がそれぞれの専門性を生かし、協働して行う。保育所全体として保育の質を向上させていくためには、こうした一連の取組が組織的かつ計画的に進められていくことが重要であり、そのためのマネジメント機能が各保育所において強化されることが求められる。

【職位や職務に応じた知識及び技能】

職員一人一人が保育所全体としての目標を共有しながら協働する一つのチームとなって保育に当たるとともに、その質の向上を図っていくためには、他の保育士等への助言や指導を行い、組織や保育所全体をリードしていく役割を担うことのできる職員の存在が必要となる。

そのため、保育所では、こうした職員を育成していくことが重要である。一定の経験を経た職員が、それぞれの職位や職務に応じて、更に専門的な知識や技能を修得し、ミドルリーダーとして必要なマネジメントとリーダーシップに関する能力を身に付けていけるよう、キャリアパスを見据えた体系的な研修機会の充実を図ることが求められる。

職員は、自己研鑽^{さん}や保育所内での研修に参加することに加え、キャリアアップを目的とする体系化された外部研修の制度等に合わせて、保育所において施設長や主任保育士等と共に、自身のキャリアを考え、自らの職位や職務に合った能力を身に付けるための研修を受けることが求められる。これらによって、職員はそれぞれに必要な知識や技術を修得し、より高度な専門性を得て、専門職としてのキャリアを形成していくことができるとともに、保育所全体の保育の質が向上していくのである。

2 施設長の責務

(1) 施設長の責務と専門性の向上

施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設長としての専門性等の向上に努め、当該保育所における保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。

施設長は、第1章から第4章までに示した内容を踏まえて保育所を運営するために、保育の実施と運営上の根拠となる法令はもちろん、基本的な関連法令（福祉分野に限らず、雇用・労働、防災、環境への配慮に関するもの等）や、保育に関わる倫理等を正しく理解しておくことが必要である。

とりわけ、第1章で示された保育所の役割と社会的責任を適切に果たすために、施設長は自己評価や第三者評価の実施、保護者の苦情解決などを通して、保育の質の向上を図るとともに、地域住民に対して保育所に関する情報を提供することが求められる。

また、施設長は、常に保育所運営等の課題を自覚し、保育所全体の保育の質の向上に努めることが求められる。それには、評価などの活用が有効である。

さらに、保育の質への影響が大きいことを自覚し、人間性を高めるなど、日頃から自己研鑽^{さん}に努めなくてはならない。保育所保育指針に示される基本原則を踏まえ、保育の理念や目標に基づき、子どもの最善の利益を根幹とする保育の質の向上を図り、その社会的使命と責任を果たすよう、保育所全体で質の高い保育を行うためのリーダーシップを発揮することが必要である。同時に、チームで行う保育の基礎となる職員一人一人の専門性の向上の機会を提供又は確保することが肝要である。

(2) 職員の研修機会の確保等

施設長は、保育所の全体的な計画や、各職員の研修の必要性等を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。

保育所が保育の質の向上を図っていくためには、組織の中で保育の質について、定期的かつ継続的に検討を行い、保育士等の自己評価や保育所の自己評価を活用しつつ課題を把握し、改善のために具体的に取るような体制を構築することが必要である。

設備運営基準第7条の2第2項において、「児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない」とされている。これを踏まえ、施設長は、保育の質の中核となる職員の専門性の向上に必要な研修の機会を確保するため、研修に関する保育所としての基本的姿勢を明確にする。また、中堅職員を研修担当として位置付けるなど、各保育所において研修が体系的かつ計画的に実施されるよう工夫することが必要である。さらに、研修の実施に当たっては、保育に支障がないよう、研修に参加する職員の代替となる職員を配置するなど、勤務体制の調整や工夫を行うことが求められる。

こうした施設長による取組の下、組織的な対応として研修機会が確保され、職員がそれぞれに必要な研修等に計画的に参加することができる職場環境が整えられることが重要である。

3 職員の研修等

(1) 職場における研修

職員が日々の保育実践を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上を図るとともに、保育の課題等への共通理解や協働性を高め、保育所全体としての保育の質の向上を図っていくためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢と環境が重要であり、職場内での研修の充実が図られなければならない。

職場内での研修は、一人一人の職員が、日々の保育実践において子どもの育ちの喜びや保育の手応えを共有し合うことを通して、自分たちの保育所の保育に求められる知識や技能を、自身あるいは同僚の実践事例から、意識的かつ意図的に学び、修得し、更に向上に努める場である。

職場における研修は、職員が自分たちの保育所のよさや強みを意識して誇りに思い、また、更なる保育の質の向上につなげるための保育の課題を考えることができる機会にもなる。

こうした職場内での研修の際には、具体的な子どもたちの姿や関わり、環境のあり方などを捉えた文字や写真、動画などによる保育の記録を用いて、参加する者全員が理解を共有しやすくする工夫が必要である。また、様々に弾力的な実施や工夫ができるという職場内での研修の利点を生かして、どの職員も主体的に参加し、対話し、学ぶことができるような研修の場や時間の工夫を行う。参加できなかった職員に対しても、研修の内容を共有できるような記録や掲示の工夫を行うなど、職員全体の共通理解や協働性を高めることが求められる。職員が、自らの専門性を高めるために学び続けたいと思うような主題をもって探究するとともに、職場全体において、研修のための環境や研修の工夫を行うことによって、研修の充実を図っていくことができる。

こうしたことを十分に理解し、常に意識しながら、日頃から職場内での研修や外部研修、自己研鑽^{さん}により、職員間で専門性を共に高め合うことが重要である。このような保育所職員として求められる資質や専門性は、それを主体的に向上させていこうとする本人の意志と、それに基づく研鑽^{さん}がなければ高まらない。

初任者から経験を積んだ職員まで、全職員が自身の保育を振り返り、自らの課題を見だし、それぞれの経験を踏まえて互いの専門性を高め合う努力と探究を共に積み重ねることが求められる。このためには、同じ保育所内の職員間において、日常的に若手職員が育つよう指導や助言をして支え合っていく関係をつくるとともに、日頃から対話を通して子どもや保護者の様子を共有できる同僚性を培っておくことが求められる。また、職員がそれぞれに担当する職務内容に応じて、更に専門性を向上させていくことができるような研修の機会について、組織として体系的に考えていくことが必要である。

(2) 外部研修の活用

各保育所における保育の課題への的確な対応や、保育士等の専門性の向上を図るためには、職場内での研修に加え、関係機関等による研修の活用が有効であることから、必要に応じて、こうした外部研修への参加機会が確保されるよう努めなければならない。

各保育所においては、自分たちの保育のよさや可能性を明確化して自覚しながら、その強みを生かすような研修を進めるとともに、社会的な動向等も踏まえ、課題を的確に把握し、対応することが重要である。

保育士等の専門性の向上を図るためには、他の保育所における実践事例等の創意工夫に学び、その上で自分たちの課題への対応について考え

ることも有効である。そうした学びの機会として、関係機関等による外部研修を活用する。外部研修では、同じような保育経験やキャリアを積んだ者同士が、自身や自分の保育所における課題の共有、悩みの相談、専門的な知識の学び合いを行いながら、交流する。そうした中で、自分たちの保育のよさに改めて気付いたり、課題への対応の手がかりを得たりすることができる。外部研修に参加した職員が主体的に学び、そこで得た知識や技能を保育所内で共有し合っていくことが、学んできた内容の職場への定着や保育所全体における保育の質の向上の観点から求められる。

こうした学びの機会として外部研修を活用していくためには、施設長等の管理職が、研修に参加するための職員の勤務体制の調整や工夫などを行い、職員が研修の意義や必要性を理解して、相互に協力しながら取り組むことが必要である。

4 研修の実施体制等

(1) 体系的な研修計画の作成

保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない。

研修を体系的かつ計画的に実施するため、施設長は全体的な計画等を踏まえて、具体的な研修計画を作成する必要がある。この研修計画の作成に当たっては、職員一人一人のもつ資質や専門性を把握するとともに、本人の意向、長期的な展望や経験年数等も確認し、考慮する。その上で、保育士等の自己評価やライフステージに合わせた一人一人の研修計画や、保育所全体としての質の向上を見据えた研修計画を作成する。その際、研修の成果と課題に基づいて、それらを次の研修計画に反映させることが重要である。

職員の専門性は、日々の保育実践と、その振り返りにおいて自ら見いだした課題の改善に向けた取組を積み重ねていくことにより、徐々に高まっていくものである。そのため、職員自身の学ぶ意欲が高まるよう、研修計画を職員と共に組織的に作り上げるようにする。

各都道府県では、保育士等キャリアアップ研修ガイドラインを踏まえ、職務内容に応じた専門性を図るための研修が整備される。中堅となった保育士等は、担当する業務によって、乳児保育、幼児教育、障害児保育、食育・アレルギー対応、保健衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援などについて、その専門的な知識や技能を高めていくことが求められる。こうしたことも踏まえ、各保育所においても、保育の課題や各職員のキャリアパス等を見据えて、初任者から管理職員まで、それぞれの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならな

い。

こうした研修計画の作成は、いわば保育所における人的資源の管理の一環として、組織的に行われることが要請されるものであるが、同時に、個々の保育士等のキャリアパス等を踏まえ、本人の納得感を得られるようなものとするのが、研修の実効性を高める上で重要であることに留意すべきである。

(参考)

○保育士等キャリアアップ研修の実施について(平成 29 年 4 月 1 日付け
雇児保発 0401 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)
別紙

(2) 組織内での研修成果の活用

外部研修に参加する職員は、自らの専門性の向上を図るとともに、保育所における保育の課題を理解し、その解決を実践できる力を身に付けることが重要である。また、研修で得た知識及び技能を他の職員と共有することにより、保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげていくことが求められる。

近年、保育所に求められる役割が多様化し、保育を巡る課題も複雑化していることから、外部研修等の機会を積極的に活用し、より高度な専門性を獲得していくことが望まれる。外部研修での学びは、参加した職員個人の専門性を向上させるだけでなく、保育所全体の保育実践の質及び専門性の向上につなげていくために、保育所内で組織として活用することが重要である。このため、外部研修に参加する職員は、あらかじめ各保育所における保育の課題を理解した上で、目的意識をもって意欲的に研修に臨むことが求められる。

また、施設長や研修担当の職員は、3の(1)において示した内容も踏まえ、外部研修に参加した職員が、研修で得た知識や技能を他の職員と共有する機会を設けるなど、研修の成果を効果的に保育所全体における日々の保育実践につなげられるよう工夫することが望まれる。

(3) 研修の実施に関する留意事項

施設長等は保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上のために、研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮する必要がある。また、研修を修了した職員については、その職務内容等において、当該研修の成果等が適切に勘案されることが望ましい。

保育所全体の保育実践の質及び専門性の向上を図るため、施設長等は、組織マネジメントの一環として、保育の課題やそれぞれの職員の適性等を踏まえ、計画的に研修の機会を確保することが重要である。その際、職員同士が協働し、保育所全体で質の高い保育実践を目指していくことができるよう、各職員にバランス良く研修の機会を提供する必要がある。

また、施設長や主任保育士、研修担当の職員をはじめ、リーダー的な立場の職員は、一人一人の職員が直面している問題や挑戦しようとしている課題などを把握し、その上で、問題や課題の内容と職員の力量を踏まえ、適切な手段や内容の研修について、情報提供や助言を行うことが求められる。こうした情報提供や助言は、職員が意欲をもって働き続けられるよう、それぞれが目指すキャリアパス等についても踏まえた上で行われることが望まれる。

施設長など職員の人事・配置を担当する立場の者は、研修に参加した職員がそこで得た内容等を日々の保育に有効に生かすことができるよう、専門分野のリーダーに任命するなど、資質や能力、適性、経験等に

応じた人材配置を行うことが重要である。保育士等のキャリア形成の過程で、研修等による専門性の向上と、それに伴う職位・職責の向上とが併せて図られることは、保育士等が自らのキャリアパスについて見通しをもって働き続ける上でも重要であり、ひいては保育所全体の保育実践の質の向上にもつながるものである。